

徳島県告示第四百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和二年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和二年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

- 第一回 令和二年七月二十六日（日曜日）午前十時から
- 第二回 令和二年八月二日（日曜日）午前十時から
- 第三回 令和二年八月三十日（日曜日）午前十時から
- 第四回 令和二年九月六日（日曜日）午前十時から
- 第五回 令和二年十月二十五日（日曜日）午前十時から
- 第六回 令和三年一月二十四日（日曜日）午前十時から
- 第七回 令和三年一月三十一日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

対象者	場 所
徳島県東部農林水産局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回 同
	第三回 同
	第四回 同
	第五回 同
	第六回 同
	第七回 同
徳島県南部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
	第二回 同
	第三回 同
	第四回 同
	第五回 同
	第六回 同
	第七回 同
徳島県西部総合県民局の所管 区域内に住所を有する者	第一回 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第二回 美馬市穴吹町穴吹安成七三 穴吹農村環境改善センター
	第三回 同
	第四回 同
	第五回 同
	第六回 同
	第七回 同

三 狩猟免許申請書の提出期間

第一回及び第二回 令和二年六月十二日（金曜日）から同年七月十日（金曜日）まで

第三回及び第四回 令和二年七月十三日（月曜日）から同年八月七日（金曜日）まで
 第五回 令和二年九月一日（火曜日）から同年十月二日（金曜日）まで
 第六回及び第七回 令和二年十二月七日（月曜日）から令和三年一月八日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部